

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	牛深市牛深町字六田 204番2地先から 同 所 1097番12地先まで	100.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成15年6月9日

#### 熊本県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年6月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

#### 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	日田鹿本線	鹿本郡菊鹿町大字矢谷字下威 1108番1地先から 同 所 字水正平 667番 地先まで	1,603.9	緊道整
"	"	鹿本郡菊鹿町大字矢谷字中村 113番5地先から 同 所 字原ノ前 52番10地先まで	220.0	"

2 供用開始する期日 平成15年7月17日

#### 熊本県告示第608号

平成15年6月18日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

### 公 告

#### 熊本県公告第398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成14年12月25日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク保田窪店

熊本県熊本市保田窪一丁目2番51号ほか

#### 2 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意をもって必要な措置をとるよう努めること。

#### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成15年6月9日から平成15年7月8日まで